

災害復興まちづくり支援機構運営規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、災害復興まちづくり支援機構（以下、機構という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、事務所を東京都千代田区霞が関所在の弁護士会館内におく。

2 機構は、運営委員会の議決を経て、支所事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 機構は、大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体等が事前に専門的人材を組織し、復興に係る支援体制を確立し、もって、被災地域の復興と発展に寄与するとともに、事前からの予防対策に関する支援活動にも寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 機構は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 大規模自然災害等の被災地域の復興まちづくりに関する専門的支援活動。
- (2) 大規模自然災害等における復興まちづくりに関する情報の収集活動
- (3) 平常時における安心・安全なまちづくりに関する支援活動
- (4) 参加団体及び個人、関係団体との交流・親睦活動
- (5) メーリングリスト等による広報活動
- (6) 地方公共団体等が行う各種防災業務に対する専門家の派遣・紹介活動
- (7) その他機構の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 機構の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 目的に賛同する専門家を組織する団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同する個人又は団体

(入会手続・宣伝利用の禁止)

第6条 会員になろうとする者は、運営委員会が定めた事項を記載した入会申込書を運営委員会に提出し、その承認を得なければならない。

個人賛助会員は、申込み時に、2名以上の代表委員、事務局員、運営委員、個人賛助会員から推薦を受けたことを証する書面を提出しなければならない。個人賛助会員は、1年毎の更新とする。更新の際には、当該年度の会費を納付することを要

する。

- 2 個人賛助会員は、機構の会員であることを自らの業務の宣伝のために利用してはならない。

(会費)

第7条 会員は下記の会費を負担する。

正会員：年3万円

団体賛助会員：1口年1万円、1口以上、

個人賛助会員：入会時5000円、翌年度より年会費として3000円

(運営)

第8条 機構の運営は、会費、賛助会費、寄付、及び事業収入によって賄う。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、運営委員会に届け出る。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものと看做す。
- 3 会員が会費を支払わないとき、会員が機構の目的に反する行為をとり、又は秩序を乱したときは、運営委員会は当該会員を退会させることができる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第10条 機構には次の役員を置く。

- (1) 代表委員3名
- (2) 運営委員10名以上20名以内
- (3) 内部監査員及び外部監査員各2名

(選任等)

第11条 代表委員は総会において選任及び解任されるものとする。

- 2 運営委員は、機構の正会員たる団体が、その団体に所属する会員、就任する理事あるいは勤務する職員等の中から1名を指名し、運営委員会が定めた事項を記載した書面を機構に届け出ることにより選任されるものとする。解任についても、同様とする。
- 3 内部監査員及び外部監査員は、運営委員会において選任及び解任されるものとする。
- 4 代表委員、内部監査員は、機構の正会員たる団体に所属する会員および機構の個人賛助会員でなければならない。

(職務)

第12条 代表委員は、共同して機構を代表する。

- 2 代表委員は、機構の正会員たる団体に所属する会員、就任する理事、勤務する

職員等および機構の個人賛助会員から、共同で事務局員及び事務局長を指名する。
その指名を解除するについても、同様とする。

- 3 運営委員は運営委員会の構成員として、第16条に定める業務を行う。
- 4 事務局長および事務局員は事務局の構成員として、機構の業務を遂行するための事務活動を行う。
- 5 事務局長は、事務局を代表する。
- 6 事務局長は、やむを得ない事由により事務局長の業務を行うことができない場合に備え、事務局員の中からその業務を代行する者として事務局次長を指名する。

(任期)

- 第13条 代表委員、運営委員、事務局長、事務局次長及び事務局の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する総会が終結するまでとする。
- 2 内部監査員および外部監査員は、毎期会計報告の監査をするべきときに選任され、監査業務終了により任が解かれるものとする。
 - 3 第1項の者が任期の満了又は辞任により退任した場合において、その定款を欠くに至ったときは、その者は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 4 欠員又は増員により選任された第1項の者の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第4章 会議

(種別)

- 第14条 この機構の会議は、総会、運営委員会の2種とする。

(構成)

- 第15条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 正会員は総会において、1団体につき1議決権を有する。
 - 3 運営委員会は代表委員、運営委員、事務局長及び事務局次長（以下、総称して委員という。）をもって構成する。

(権能)

- 第16条 総会は、業務計画の決定、業務報告及び会計報告の承認、その他この機構の運営に関する重要な事項の決定を行う。
- 2 運営委員会は、機構の業務に関する重要な事項を議決し、事務局の業務執行を指揮監督する。

(開催)

- 第17条 総会は、毎年1回開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
- 2 運営委員会は、共同で代表委員が必要と認めたとき又は運営委員の3分の1以上

から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第18条 総会、運営委員会は共同で代表委員が招集する。

- 2 代表委員は、前条第2項後段に該当する場合には、その日から14日以内に共同で会議を招集しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表委員の中から互選された者又は代表委員がいずれも欠席の場合は出席会員の中から選任された者がこれにあたる。

- 2 運営委員会の議長は、代表委員の中から互選された者又は代表委員が共同で指名した委員がこれにあたる。

(議決)

第20条 総会の議事は、規程で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 代表委員が共同で指名、あるいは決定することとした事項は、代表委員全員一致によるものとするが、賛否の分かれる、あるいは意思を確認できない事項についてはその過半数をもって決する。

第5章 資産及び会計

(財産の管理)

第21条 機構の財産は、運営委員会の定める方法で事務局長が管理する。

(会計年度)

第22条 機構の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。事務局長は、毎年の資産と会計の報告を運営委員会宛提出しなければならない。

(監査)

第23条 会計報告は、内部及び外部監査員による会計監査を受けたものでなければならない。

第6章 補則

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、運営委員会の議決を経て、事務局長が別に定める。

付則（平成16年11月30日）

- 1 この規程は、機構設立の日から施行する。
- 2 機構の設立総会が開催されるまでは、便宜的に、災害復興まちづくり支援団体立ち上げに関する協議会が総会及び運営委員会の権能を有する。

付則（平成17年11月30日）

- 1 この改正規程は、機構の総会決議の日から施行する。

付則（平成19年11月30日）

- 1 この改正規程は、機構の総会決議の日から施行する。